

# 目 次

I 解説 .....	1
II 危険な物質からの保護のための法律－化学品法（Chemikaliengesetz－ChemG）	
第1章 目的、適用範囲および定義	
第1条 法律の目的 .....	8
第2条 適用範囲 .....	8
第3条 定 義 .....	9
第3a条 危険な物質および危険な調剤 .....	10
第3b条 殺生物性製品についての補足定義 .....	11
第2章 規則(EC)No.1907/2006 の施行	
第4条 連邦当局 .....	12
第5条 連邦化学品部署の任務 .....	12
第6条 評価部署の任務 .....	13
第7条 連邦化学品部署と他の関与する連邦上級当局との協力 .....	13
第8条 国内情報部署の手数料無料の原則 .....	14
第9条 連邦当局と州当局との情報交換 .....	14
第10条 暫定措置 .....	14
第11条 （削除） .....	15
第12条 （削除） .....	15
第2a章 殺生物性製品の認可	
第12a条 認可の必要性 .....	15
第12b条 認可の前提および内容 .....	15
第12c条 特別な場合の認可 .....	17
第12d条 認可手続き .....	17
第12e条 認可の後日の変更、取り消し .....	18
第12f条 低リスク殺生物性製品の登録 .....	19
第12g条 外国の認可および登録の承認 .....	19
第12h条 殺生物剤-活性物質の審査 .....	20
第12i条 研究開発 .....	20
第12j条 認可当局、評価、規則制定権限 .....	21
第3章 分類、包装および表示	
第13条 分類義務、包装義務および表示義務 .....	23
第14条 分類規定、包装規定および表示規定に対する権限付与 .....	23
第15条 流通業者の義務 .....	24
第15a条 広告における危険示唆 .....	24
第4章 報告義務	
第16条 （削除） .....	25

第 16a 条	(削除)	25
第 16b 条	(削除)	25
第 16c 条	(削除)	25
第 16d 条	調剤における報告義務	25
第 16e 条	中毒に関する情報センターおよび処置センターのための報告	26
第 16f 条	殺生物性製品および殺生物剤・活性物質における報告義務	27
第 5 章 禁止および制限ならびに従業員保護のための措置に対する権限付与		
第 17 条	禁止および制限	27
第 18 条	有毒な動物および植物	28
第 19 条	従業員の保護のための措置	29
第 6 章 優良試験所規範		
第 19a 条	優良試験所規範 (GLP)	32
第 19b 条	GLP 証明書	32
第 19c 条	報告	33
第 19d 条	補足規定	33
第 7 章 一般規定		
第 20 条	試験報告書の提出	34
第 20a 条	第三者の試験報告書の使用、事前照会義務	35
第 20b 条	委員会	36
第 21 条	監督	36
第 21a 条	税関との共同作業	38
第 22 条	届出当局および認可当局の情報義務、業務秘密、企業秘密の保護	38
第 23 条	当局の命令	40
第 24 条	連邦防衛軍所管領域での施行	40
第 25 条	共同体法との近似化	40
第 25a 条	費用	40
第 26 条	過料規定	41
第 27 条	刑罰規定	43
第 27a 条	虚偽の GLP 宣言および GLP 証明書の不正入手	43
第 27b 条	規則(EC)No.1907/2006 への違反	44
第 27c 条	譲渡規定への違反	44
第 27d 条	没収	45
第 8 章 最終規定		
第 28 条	移行規定	45
第 29 条	(失効)	46
第 30 条	ベルリン条項	46
第 31 条	(発効)	46
付属書 1	優良試験所規範 (GLP) の原則 (略)	
付属書 2	GLP 証明書 (略)	

### III 化学品法に基づく連邦官庁の公的行為に対する費用に関する規則

#### －化学品費用規則（Chemikalien-Kostenverordnung－ChemKostV）

第1条	手数料	49
第2条	（削除）	49
第3条	手数料の減額	49
第4条	撤回および取り下げ	50
第5条	異議申し立て手続き	50
第6条	（発効、失効）	
付録	〔手数料目録〕	51

### IV 物質および調剤に関する共同体法上の規則の執行に関する規則

#### －化学品刑罰過料規則（Chemikalien Straf- und Bußgeldverordnung－ChemStrOWiV）

第1条	オゾン層破壊に導く物質に関する規則(EC)No.2037/2000に基づく 犯罪行為	53
第2条	管理された物質および管理された物質を含む製品の輸入	53
第2a条	難分解性有機有害物質に関する規則(EC)No.850/2004に基づく犯罪行為	54
第2b条	特定のフッ素化温室ガスに関する規則(EC)No.842/2006に基づく犯罪行為	54
第3条	オゾン層破壊に導く物質に関する規則(EC)No.2037/2000に基づく 秩序違反	54
第4条	危険な化学品の輸出入に関する規則(EC)No.304/2003に基づく秩序違反	55
第5条	（削除）	56
第6条	難分解性有機有害物質に関する規則(EC)No.850/2004に基づく秩序違反	56
第6a条	特定のフッ素化温室ガスに関する規則(EC)No.842/2006に基づく秩序違反	56
第7条	移行規則	56
第8条	発効	56

### V 中毒における予防および情報に関する化学品法第16e条に基づく報告義務に関する規則

#### －中毒情報規則（Giftinformationsverordnung－ChemGiftInfoV）

第1条	適用範囲	57
第2条	調剤または殺生物性製品を上市する際の報告義務（化学品法第16e条1項）	57
第3条	中毒の際の医師の報告義務（化学品法第16e条2項）	57
第4条	機密	58
第5条	（削除）	58
第6条	（発効）	58
付録1	〔調剤または殺生物性製品の報告〕	59
付録2	〔調剤または殺生物性製品の変更報告〕	62
付録3	〔中毒の際の報告〕	63

VI	殺生物性製品の認可ならびに殺生物性製品および殺生物剤-活性物質に関わるその他の 化学品法上の手続きに関する規則	
	－殺生物剤認可規則（Biozid-Zulassungsverordnung－ChemBiozidZulV）	
	第1条 適用範囲、目的 .....	65
	第2条 書類の提出に関わる一般的規定 .....	65
	第3条 試験報告書、試験方法の提出 .....	66
	第4条 特定の殺生物性製品における認可可能性の制限 .....	67
	第5条 化学品法第12a条2文4号に基づく認可必要性の欠落に関する確認 .....	67
	第6条 試料 .....	68
VII	化学品法に基づく殺生物性製品の報告に関わる規則	
	－殺生物剤報告規則（Biozid-Meldeverordnung－ChemBiozidMeldeV）	
	第1条 適用範囲、目的 .....	69
	第2条 報告義務 .....	69
	第3条 報告の内容 .....	69
	第4条 報告到着後の手続 .....	70
	第5条 報告された殺生物性製品の目録 .....	70
	第6条 発行、失効 .....	70
VII	原文 .....	71
	1. 化学品法（ChemG）	
	2. 化学品費用規則（ChemKostV）	
	3. 化学品刑罰過料規則（ChemStrOWiV）	
	4. 中毒情報規則（ChemGiftInfoV）	
	5. 殺生物剤認可規則（ChemBiozidZulV）	
	6. 殺生物剤報告規則（ChemBiozidMeldeV）	